

平成22年度

福島県環境審議会全体会議事録

(平成22年9月9日)

1 日 時

平成22年9月9日(木)

午後1時30分 開会

午後3時30分 閉会

2 場 所

ふくしま中町会館 7階 大会議室

3 議 事

- (1) 会長の選任等について
- (2) 部会構成について
- (3) 所属部会の指名について
- (4) 部会長の選任等について
- (5) 平成21年度環境等測定調査結果の概要について
- (6) 水生生物の保全等に係る水環境基準の水域類型指定について
- (7) その他

4 出席委員

加藤卓哉 後藤忍 佐藤俊彦 高荒智子 瀧本チイ 中井勝己 長澤利枝
長林久夫 橋口直幸 浜津三千雄 福島哲仁 星サイ子 堀金洋子
和合アヤ子 和田佳代子 渡部チイ子 (以上、16名)

5 欠席委員

稲森悠平 大越則恵 佐藤幹雄 津金要雄 山口信也 (以上、5名)

6 事務局出席職員

林 生活環境部政策監

(生活環境総室)

佐藤 生活環境部参事兼生活環境総務課長

山田 生活環境部企画主幹

渡辺 生活環境総務課主幹 ほか

(環境共生総室)

牧野 生活環境部次長 (環境共生担当)

宍戸 環境共生課長

佐藤 自然保護課長 ほか

(環境保全総室)

高松 生活環境部次長 (環境保全担当)

上野 一般廃棄物課長

齋藤 産業廃棄物課長

高橋 不法投棄対策室長

猪狩 水・大気環境課長

7 議事内容

(1) 開会 (司会) 高橋生活環境総務課主任主査

(2) 辞令交付

林生活環境部政策監より、平成22年9月1日付けで就任した (任期：平成24年8月31日まで)、福島県環境審議会委員に辞令が交付された。

(3) 議事(1)会長の選任等について

会長に福島大学行政政策学類教授 中井勝己委員、会長職務代理者に福島大学共生システム理工学類教授 稲森悠平委員が選任された。

また、中井議長 (会長) から、議事録署名人を堀金委員と渡部委員にすることとされた。

(4) 議事(2)部会構成について

事務局 (佐藤生活環境部参事兼生活環境総務課長) から、資料1に基づき、環境政策及び循環型社会推進等に関することを審議する部会として第1部会、廃棄物対策及び環境汚染防止等に関することを審議する部会として第2部会を設置することを提案し、了承された。

(5) 議事(3)所属部会の指名について

中井会長が、各部会に所属する委員を指名した。

(6) 議事(4)部会長の選任等について

第1部会の部会長に福島大学共生システム理工学類教授 稲森悠平委員、部会長職務代理者に福島県立医科大学教授 福島哲仁委員が選任された。

第2部会の部会長に日本大学工学部土木工学科教授 長林久夫委員、部会長職務代理者に福島大学共生システム理工学類准教授 後藤忍委員が選任された。

(7) 議事(5)平成21年度環境等測定調査結果の概要について

◆資料4に基づき、事務局 (猪狩水・大気環境課長) より説明がなされ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(橋口委員)

全部の報告の中で気になった点があるので質問する。猪苗代湖の大腸菌群数は、平成1

6年まで低い数値で推移していたのが、平成17年に突然跳ね上がって、ここ5年ほどでいったん増えて、減って、また増えている。こういった大腸菌群が検出される主な原因として、土壌や汚水に由来するとしているが、今までの県の調査で考えられる具体的な原因が分かっていたら教えていただきたい。今後の自分の仕事の中でも活用していきたい。

(猪狩水・大気環境課長)

福島大学の難波先生がその原因を調査しているが、小黒川の上流部の水質が汚濁されていない地域において生息しているエンテロバクター・クロアカという細菌類が湖内に入って、このクロアカが大部分を占めていようなデータが出ている。我々としては、大腸菌群数がなぜ高くなるのか、今後ともその原因調査を継続して行っていく予定にしている。

(橋口委員)

対症的にできるような対策はあるのか。

(猪狩水・大気環境課長)

例えば、次亜塩素酸で滅菌する方法にはある。いわき市の四倉海水浴場では境川が海水浴場に流れ込むが、ここは大腸菌の濃度が高いため、次亜塩素酸を夏の間滴下している。このように、次亜塩素酸を滴下すれば間違いなく落ちるが、きちんと原因を踏まえて、それを実施すべきなのかどうか考えていかなければならないと思っている。

(福島委員)

松川浦海域の件であるが、全窒素・全リンに関しては環境基準を達成していないが、COD75%は低い値になっており、その原因というのは、例えば浄化槽などの性能の問題があるのか。それとも他に原因があるのか。

(猪狩水・大気環境課長)

松川浦については、流入する河川が宇田川と小泉川がある。両河川については生活排水対策重点地域に指定しており、排水を適正に処理する、あるいは排水処理設備を整備する地域になっているが、生活系の排水が入ってくるために、全窒素・全リンが高くなる傾向にあると思う。

(福島委員)

COD75%値が低いにもかかわらず全窒素・全リンの環境基準が超過しているのはギャップがあるように思えるが、これは浄化槽の性能によって全窒素・全リンが残っているということになるのか。CODについては1くらいであるが、全窒素・全リンについては環境基準を達成しなかったということであるがこの違いはどこに原因があるのか。

(猪狩水・大気環境課長)

確かにこのくらいのCODからすると全窒素・全リンも低くなると考えられるが、高いというのは河川の流入によるものと考えているので、その点からはこのような地域での汚水処理人口を高めていく、汚水処理施設の整備を進めていくことが重要になってくると思う。

(中井議長)

この場合の汚水処理施設というのは、合併処理浄化槽なのか、公共下水道なのか。

(猪狩水・大気環境課長)

市街地においては公共下水道、農村地域においては農業集落排水処理施設、それ以外の地域においては浄化槽で整備することとなっている。

(長澤委員)

尾瀬沼、秋元湖等の未達成の主な原因は植物などの有機物であると記載されており、調査結果はこれで分かる。上段では「それに対する対策を講じている」と記載しているが、対策はどうしているか。

続いて公害苦情調査結果の典型7公害以外の苦情について、雑草等の繁茂や害虫の発生等が記載されているが、これは典型7公害以外の苦情ということで記載されている。雑草の繁茂や害虫ということは今後温暖化や特に今年の猛暑の中で大変大きな発生率が出てくるのではないかと考える。雑草については外来種の雑草、手が付けられないほどの繁茂やカメムシの発生、今後予想されるのはハチ、スズメバチ等々、人に害を与える公害というくくりでは対処できないような苦情が出てくるのではないかと予想しているので、この辺を今後どのように調査、対策をしていくのか。

(猪狩水・大気環境課長)

尾瀬沼等の水質汚濁については、自然由来によるものであるため、かなり前から同じ濃度で推移しており、今のところ特に対策は考えていない。

公害苦情調査結果については、振興局や市町村で受け付ける公害の苦情は、色々な形のものがあるが、温暖化や自然以外の要因もあって発生するものであり、当課で直接取り扱っているものではないが、地球温暖化によって今までと違った生息が出てくるといったことがあれば、県としても自然保護課や害虫であれば農林水産部などにおいて適正に対応しなければならぬと思う。

(長澤委員)

特に対策はないということであるが、富栄養化で湖沼に限らず周りの堤や堰等で一面に繁茂している植物がある。取っても取り切れないものすごい繁殖力があり、あっという間に湖面を覆ってしまうことがある。これは直ちにきちんとした対策を取るべきではないか。

もう一点は、説明をされた課ではないが、縦割りではなく、部内で共通認識を持って緊急を要するものは関係プレーで対策をきちんと立てることが必要であると思う。

(中井議長)

先ほどの対策を取っていない場合に、汚染原因となる植物が特定できないのか、特定できるが人為的に除去することが不可能なのか、除去する手段はあるが財政的な裏付けがないのか、そのあたりを補足して説明願いたい。

(猪狩水・大気環境課長)

湖沼においてCODが高くなっている原因は、そこに生えている枯葉等が貯まり、自然

の中で分解され有機物濃度が高くなるという原理であり、除去することが難しい。裏磐梯湖沼の五色沼ではオオハンゴウソウという外来種のものが確認されており、地元ではそれを除去する活動が行われているが、湖沼におけるCODが高くなる原因は自然に水に溶け込んだもので、除去するのは難しいと思っている。尾瀬沼では国立公園の中であり、除去については法律で規制されている。

(長林委員)

今の課長の説明はその通りであるが、一般に植物が多量に繁茂すると水質は浄化される作用があるため、この文章は「汚濁原因は植物系堆積物による」とすると誤解を生まないのではないかと。秋に落ち葉が滞留すると、それが底泥となり汚濁の原因となってCODが高くなるということである。

(猪狩水・大気環境課長)

長林委員の話を参考として、次年度の報告書を取りまとめていきたい。

なお、雑草の苦情については、空き地において適切に管理されずに雑草が生い茂って、その苦情が寄せられているものである。苦情受け付けの窓口において、関係機関に速やかに転送して、適切に対応するというシステムをとっている。

(堀金委員)

報告書の文章について、「未測定によるものであった」とその後の対応について説明では出ていたが、文章では数年前から同じであり、未測定とか指導中とかは県では何も動いてないことであることから、文書のまとめ方、県の真摯な取り組みがないと一般の県民は分からないと思うので、その辺の文章もまとめていただきたい。

(猪狩水・大気環境課長)

未測定については、概要版では分からない部分があるが、本編についてはその辺の指導についても記載させていただいている。その辺の記載方法については対応が分かるように工夫していきたい。公表のあり方、県の取組等についても記載方法を検討していきたい。

(和田委員)

大気汚染常時監視の結果の「有効測定局数」があるが、測定局に比べ多いのか少ないのか判断しきれない。有効な測定局が少ないとその測定結果がいいのかと思ってしまう。

(猪狩水・大気環境課長)

全部で40局あり、二酸化硫黄については33局となっているが、そのうちの7局のデータが無効というわけではなく、二酸化硫黄を測定している33全局が有効であると理解していただきたい。有効時間というのがあり、年間何時間以上測定しないと環境基準との評価はできないということがある。各項目を測定している局においては、それぞれ有効時間をクリアしたものである。

(和田委員)

該当する測定局ではすべてやっているということであり、そういう意味では「有効測定

局数」という言い方はいかがなものかと思うが、どうか。

(猪狩水・大気環境課長)

記載の仕方を検討していきたい。県民に分かり易い形で公表していきたい。

大気の測定局は1時間毎にデータをとっている。テレメーターで県庁に居ながらにしてデータが分かるようにしており、異常値があれば分かるようになっており、測定器が動いていない場合は速やかに原因を突き止めて、すべての局舎において有効時間数をクリアできるような体制をとっている。

(長林委員)

猪苗代湖と裏磐梯湖沼の水質保全目標達成率は、評価項目の母数が少ないと思うがどうか。また、CODは75%値を使うが、全窒素・全リンについてはどのような数値を使用しているのか。

(猪狩水・大気環境課長)

達成率についてはそれぞれ項目毎に目標値が決められており、それぞれの目標値をクリアしているものが3箇所のうち1箇所であるため1/3としている。分かりにくいため、現在、猪苗代湖裏磐梯湖沼水環境保全推進計画の見直しをしているが、目標値の書き方を工夫していきたい。全窒素については平均値を使用している。COD以外は平均値である。

(長林委員)

猪苗代湖は3点で評価しているので、21年は100%達成しているが、これが今後とも十分に達成するかというとは分からない。目標値を100%という書き方よりは数年間をとらえて、何か新たな評価値を使うようにすると良いのではないかと。母数が少ない場合は、達成したかどうかは単年での評価は危険ではないかと思う。

(猪狩水・大気環境課長)

この計画については、既に環境審議会に諮問しているので、事務局として案を出して、審議会の中で検討していただきたいと思う。

(中井議長)

汚水処理の普及人口については、下水道の場合は接続率の問題があるが、この資料での汚水処理人口普及率については接続した世帯の人口なのか、その地域の人口なのか。

(猪狩水・大気環境課長)

環境省、農林水産省、国土交通省の3省庁の集計方法に基づき、農集や下水道については、その地域における全体の人口である。

(中井議長)

実際に使っている人口は、これから何割か少なくなるのか。

(猪狩水・大気環境課長)

接続率で見ると約10%程度落ちる見込みである。

(佐藤委員 代理：木村(社)福島県産業廃棄物協会事務局長)

全般的に伺うが、この審議会で、測定結果について委員の意見が出ているが、公表は既にされている。今の議論はどのような位置づけになるのか。

(猪狩水・大気環境課長)

この結果については、7月29日に公表している。公表した時点で各委員には郵送させていただいた。

(中井議長)

以前は、報告書をいただいてそれで終わりであったが、ぜひ概要版について環境審議会で報告し、意見をいただいて、次年度、あるいは今年度の測定について生かすような扱いにしてはどうかと、数年前のこの審議会で意見があり、それ以降公表した後に全体会で報告をいただいている。今年度の測定あるいは次年度のとりまとめに出された意見等については反映したいという趣旨の議題になっている。

(猪狩水・大気環境課長)

議長の話のとおりであるので、よろしくお願ひしたい。

(8) 議事(6)水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について

◆資料5に基づき事務局(猪狩水・大気環境課長)から説明がなされ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(後藤委員)

類域指定をこれに当てはめると考えられた思考過程や判断基準を説明いただきたい。環境基準については、COD、BODはこれまで過去5年から10年達成してきていて、すべて類型に見合っているというので選ばれているのか、それとも高い目標として設定しているのか、基本的な考え方を説明いただきたい。

(猪狩水・大気環境課長)

水生生物の環境基準の類型指定の追加については、環境省において、平成15年の11月になされたが、それに先立ち環境省では1970年代頃から水生生物の保全の観点から環境基準についての項目の設定について議論されている。欧米では水生生物に着目した環境基準の設定がある。OECDでは日本の環境保全成果レビューにおいて水生生物の保全にかかる水質保全の設定の必要性を指摘している。そのような背景があり、平成11年から検討されて、こういった化学物質における水環境汚染への対応を検討する場合、人の健康の観点のみならず、水生生物や生態系への影響についても重要であるということから、化学物質による水生生物への影響の防止といった新たな観点からの環境基準を設定すべきという考えに基づいてこの水生生物の環境基準の設定がなされたという経緯がある。

(後藤議員)

今回提案はされていないが、具体的に何をあてはめるということはこれからか。

(猪狩水・大気環境課長)

3頁の表、只見川の河川Aというのは、水生生物の基準を決めたというのではなく、現況として生活環境項目のBODに関しての基準がA類型に既に指定されているということである。この水域について、水生生物の保全に関してほどの類型にするかというのは、この中では示していない。

(中井議長)

3頁は現在の生活環境の類型であり、これから検討する河川、湖沼について、水生生物についてどう当てはめるかは、今後、第2部会の方で検討し、答申をするという扱いになっている。

(猪狩水・大気環境課長)

議長のいうとおりである。追加して環境基準の類型指定、河川のA類型を定めているところはその水質を維持し、さらに上位の水質類型を目指すものであり、水生生物については生物Aということであれば、その水域を今後とも保全していくというようなことが基本的な考え方になっている。

(長林委員)

水生生物の類型指定をするということで、生物のなかに特Aと特Bがある。湖沼の方、今回は沼沢湖や田子倉、漁協が指定放流漁でイワナ、ヤマメを放流するところでの特Aや特Bの指定の関係と、その考え方を教えていただきたい。

もう一つ、水生生物の保全に関する要監視項目に係る指針値をみると有機化学物質が設定されているが、この要監視項目と特Aや特Bの指定に関するかわりと、更に、全国では特Aや特Bに指定されているところがあるのか。

(猪狩水・大気環境課長)

他の県で指定されているところがあるかについては、今のところ把握できていないので調べた上で次回報告したい。

(長林委員)

県内ではあるか。

(猪狩水・大気環境課長)

県内ではない。次に特AとAの違いは、幼稚仔の生育場ということになるが、自然に生息されているところとか、人工的につくった場合どうなのか、そういったことを加味した上で生物特Aにするのか生物Aにするのかの材料としている。

(長林委員)

環境がいいところが評価の一番となり、特Aや特Bになる可能性もある感じがするが、例えば、ヤマメ、イワナが多く生息している水系に対して指定するように思えるが、指定基準から見るとこのような指定は難しいという感じである。

(長澤委員)

3頁の表の中に全部「A」という記号がでている。この「A」という記号を記載されたのは、河川であると7頁の別表2の類型を記入したということか、また、貯水池等では8頁の湖沼の類型を記載したということなのか。

(猪狩水・大気環境課長)

7頁の河川のところでいうと、項目「a」の生物化学的酸素要求量、浮遊物質等量の類型をもってきて「河川A」と書いている。これは、現在指定されている実態を記載したということで、今後指定される予定の項目「b」の「生物A」から「生物特B」に係る類型指定については、指定案は提示していない。

以上で質疑等は終了し、本議題は第2部会へ付託のうえ、更に審議することです承された。

(9) 議事(7)その他については、特になく、以上で議事を終了した。

(10) 閉会(司会) 高橋生活環境総務課主任主査